

○ 石川県警察特殊勤務手当取扱要綱の制定について

平成20年3月27日務甲達第60号
石川県警察本部長から部課署長あて
改正 平成24年12月27日務甲達第103号

警察職員の特殊勤務手当については、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年石川県条例第28号。以下「条例」という。）、職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年石川県人事委員会規則第1号）及び対号に基づき、適正な制度運用に努めているところであるが、今般、条例における銃器犯罪捜査等の業務に従事する職員の特殊勤務手当支給対象業務の一部改正を受け、別添のとおり「石川県警察特殊勤務手当取扱要綱」の一部を改正し、平成24年12月27日から施行することとしたので、所属職員に周知するとともに事務処理に遺憾のないようにされたい。

石川県警察特殊勤務手当取扱要綱

第1 目的

この要綱は、職員の特種勤務手当に関する条例（昭和31年石川県条例第28号。以下「条例」という。）及び職員の特種勤務手当に関する規則（昭和31年石川県人事委員会規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、警察職員の特種勤務手当支給に係る事務に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

1 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して、その特殊性に応じて支給する手当をいう。

2 日額手当

特殊勤務手当のうち、手当の支給単位が1日で定められているものをいう。

3 その他手当

特殊勤務手当のうち、手当の支給単位が1回、1件、1体及び1時間で定められているものをいう。

第3 支給の範囲

特殊勤務手当は、警部又は同相当職以下の職員に支給する。ただし、次に定める特殊勤務に係る手当は、階級にかかわらず従事した職員に支給する。

(1) 航空業務

(2) 警察本部長の指定する検視官が行う死体取扱作業

第4 所属長の責務

所属長は、条例、規則及びこの要綱に基づき、職員の特種勤務手当支給に係る事務を管理するものとする。

第5 従事实績の報告

所属長は、次に定める者に、職員が特殊勤務に従事した実績を報告させるものとする。

(1) 監督者

監督者は、直属の部下職員の日額手当に係る特殊勤務従事实績を確認し、その内容を所属長に報告する事務を担う。警察本部にあっては課長補佐、警察署にあっては各課長を充てるものとするが、他の者を監督者とするのが適当と認められる場合はこの限りでない。

(2) 作業責任者

作業責任者は、所属職員のおそれる手当に係る特殊勤務従事实績を確認し、その内容を所属長に報告する事務を担う。警察本部にあっては次席、警察署にあっては当該作業を分掌する課の課長を充てるものとするが、他の者を作業責任者とするのが適当と認められる場合はこの限りでない。

第6 実績確認上の留意事項

1 捜査等作業に従事する職員の特殊勤務手当

条例第10条第1項に規定する「犯罪の予防若しくは捜査」とは、主として私服を着用して警察施設外で行う犯罪被害の防止措置、証拠の収集、張り込み等の作業及び被疑者の取調べ作業をいい、警察施設内で行う届出の受理、相談、捜査書類の整理等の業務は含まない。また、「被疑者の逮捕」には、逮捕拘留中の者に対する再逮捕は含まない。

2 交通捜査取締業務に従事する職員の特殊勤務手当

条例第12条第2項第1号及び第2号に規定する「交通事件事故の捜査」とは、次の作業をいう。

- (1) 交通特殊事件又は交通事故の捜査のため道路上で行う実況見分等の作業
- (2) 暴走族に係る犯罪の捜査及び違反の検挙のために行う検問、逃走車両の追跡、車両の停止指示等の作業

3 遭難救助等作業に従事する職員の特殊勤務手当

条例第13条第1項第2号に規定する「知事が認める大規模な事故」及び同条第2項第1号に規定する「知事がこれに準ずると認める地域」とは、災害又は事故が発生した場合に、この取扱いによることを警察本部長が知事と協議し、知事が認めたものをいう。

4 警ら業務に従事する職員の特殊勤務手当

条例第14条の3第1項に規定する「警ら又は巡回連絡等の業務」とは、石川県地域警察運営に関する訓令（平成5年石川県警察本部訓令第7号）第3条第1項第1号に定める地域警察勤務、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第7条第1項に定める街頭補導及びこれに類する作業をいう。

5 身辺警衛等の業務に従事する職員の特殊勤務手当

条例第14条の9第1項に規定する「内閣総理大臣、国賓等の身辺警護」とは、警護要則（昭和40年国家公安委員会規則第3号）第2条に定める警護対象者の身辺警護をいう。

6 銃器犯罪捜査等の業務に従事する職員の特殊勤務手当

- (1) 条例第14条の10第1項第1号に規定する「犯人の逮捕等の業務」とは、犯人の逮捕の作業のほか、人質立てこもり事件における人質救出及び当該犯行現場の直近において行う犯人に対する説得の作業をいう。
- (2) 条例第14条の10第1項第3号に規定する「前二号に掲げる業務（前号に掲げる業務にあつては、銃器を使用した犯人の逮捕の業務に限る。）に付随して行われる固定配置による警戒の業務」とは、犯罪現場又は逮捕に係る現場から見通せる位置にあり、かつ、当該犯人が使用している又は使用した銃器の有効射程範囲内にある場所において、固定配置の形態で行われる警戒作業をいい、当該犯罪現場又は逮捕に係る現場の周辺において行われる交通整理及び規制、住民の避難誘導、広報等の作業を除くものとする。
- (3) 条例第14条の10第1項第4号に規定する「銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に係る暴力団の事務所等の直近において行われる固定配置による警戒の業

務」とは、暴力団の組事務所又は当該対立抗争事件に関連して特に警戒が必要な場所の直近において、固定配置の形態で行われる警戒作業をいい、通常業務の途中において当該事務所等の付近を一定時間の間に数回通過して警戒する等により行われる流動警戒の作業を除くものとする。

- (4) 条例第14条の10第1項第5号に規定する「保護措置に係る業務」とは、「保護対策実施要綱」（平成24年3月26日付け組対甲達第14号）第2の3(1)に定める身辺警戒体制及び第2の3(2)に定める固定警戒体制に係る業務をいう。

7 死体取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当

条例第14条の2第2項第1号に規定する「心身に著しい負担を与えるものと知事が認めるとき」とは、次の死体の検視又は見分等の作業に従事したときのことをいう。

- (1) 電車等の軌道事故に伴う死体のうち、手足又は頭部、腹部等がれき断されたもの及びれき断に至らないが衝撃により臓器等が飛び出している等の死体
- (2) 航空機の墜落事故による死体（外部所見で損傷の程度が軽度な死体を除く。）
- (3) 交通事故による死体のうち、頭部ざ滅又は腹部から臓器が大量に飛び出しているもの及び衝撃で原形を留めない位に損傷したもの
- (4) 溺死体等のうち腐乱が進行して手足の皮膚が容易にはがれる状態のもの
- (5) 焼死体（煙等による窒息死で、死体が焼けただけではないものを除く。）
- (6) 埋没死体及び死亡後の時間の経過により腐敗が進行し、皮膚が容易にはがれる状態及びこの状態より更に死後経過が進行した死体
- (7) その他、犯罪死、非犯罪死の如何を問わず腐敗が進行した死体又は損傷が著しい死体（死後相当期間が経過しているような白骨死体などで、異臭もなく取扱いに不快感が認められないものを除く。）

8 潜水作業に従事する職員の特殊勤務手当

条例第7条第1項に規定する潜水作業とは、ヘルメット式潜水器又はスキューバ式潜水器その他の潜水器具で、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はポンベからの給気を受けるものを着装して潜水する作業をいう。

9 航空業務に従事する職員の特殊勤務手当

条例第9条の4第1項第4号に規定する「捜索救難、犯罪の捜査若しくは鎮圧、警備又は交通の取締り」とは、現に発生した事象又は発生が予想される事象について行うものをいい、視察目的のものは含まない。

第7 従事日数の算定方法

日額手当に係る特殊勤務は、暦日により従事日数を算定するものとし、同一日に日額手当に係る特殊勤務に2以上従事した場合は、手当額が最も高額な特殊勤務（2以上ある場合はそのうちいずれか1の特殊勤務）についてのみ従事日数を算定する。

第8 特殊勤務手当実績簿

- 1 所属長は、規則第4条に定める特殊勤務手当実績簿を作成し、特殊勤務手当を支給する上で必要となる事項を記入しなければならない。
- 2 特殊勤務手当実績簿は、5年間保管するものとする。